

法人類学からみたインドネシア： 地域的紛争処理組織と裁判所をめぐって

—JAMS 関東地区 1 月の研究会から—

國谷 徹

1. 報告要旨

本報告¹は、法人類学の立場から西スマトラにおける紛争処理過程の事例を取り上げ、国家法廷と村落レベルの紛争処理との関係を分析したものである。なお、報告者は現在現地調査を準備している段階であり、本報告はその準備作業として位置付けられる。

報告ではまず、近年の法人類学の展開についてのまとめがなされた。人類学で 1950 年代から盛んになった紛争処理過程研究は、紛争をどう処理するかという個人の行動に注目することで、具体的な条文とは別個の「生ける法」を描き出すとするものであった。これに対して、80 年代には、紛争そのものだけでなく周囲との影響関係を重視する立場から、法的多元主義と呼ばれる考え方が主流となった。これは「一つの社会には複数の法システムが共存している」という考え方のもとに、いわゆる慣習法と西洋起源の国家法を相対化し対比させて分析することを可能にしたが、一方で法の概念・定義を拡散させてしまい、結局は人類学における法に対する関心そのものの低下を招いた。これに対して報告者は、まず対

象を国家法に限定することで概念の整理を行い、国家法の周辺で何が起きているのかを分析しようとする立場をとる。

以上のまとめを踏まえて、報告では K. von Benda-Beckmann の先行研究を取り上げ、そこで扱われた西スマトラの事例について論じられた。この研究では、アダットにより運営される村落「司法」と国家法廷を対比させ、さらに具体的な紛争処理過程を 5 つのステージに分けて分析する中で、村落司法と国家法廷の相互の影響関係を考察している。ステージ 0: 提訴前の段階では、村落レベルにおいて紛争当事者と紛争処理組織双方が様々な選択を行っていることが指摘され、紛争の政治的闘争の場としての側面が示される。次いでステージ 1~3 で実際の裁判過程が扱われ、証拠の価値や規範の解釈をめぐる村落司法と国家法廷の間のずれが論じられる。最後にステージ 4: 判決の執行の段階では、紛争が再び村落の場に戻された結果として、判決が執行されない事例や続けて訴訟が提起される事例が挙げられた。これらの分析から報告者は、第一に国家法廷はある特殊性を持っており、たとえ慣習法的規範が制度としてその中に取り入れられたとしても、既にその時点で異質なものに变化してしまうこと、またその特殊性ゆえに村落司法の限界を

¹ 高野さやか「法人類学からみたインドネシア: 地域的紛争処理組織と裁判所をめぐって」(JAMS 関東地区研究会)。

補完する機能を持つことを指摘し、第二に、一方では国家法廷もその特殊性ゆえの限界を持っており(高額の裁判費用、判決の予測が困難なことなど)、村落司法は独自の機能を維持し続けることを指摘した。

最後に、現在のインドネシアにおける司法改革をめぐる動き、およびそれに対する日本からの支援について簡単に紹介がなされた。報告者は、これら開発援助的な文脈においては対象が裁判官・弁護士など法律専門家に限定され、また企業が関与する商事紛争が扱われる場合が多いことを指摘し、これに対して、地方レベルで何が起きているのか、あるいは裁判外での合意形成過程の分析などの分野において、紛争処理過程研究が貢献し得るという展望を提示した。

2. 質疑応答

質疑応答では多岐にわたる問題が議論されたが、以下幾つかの論点を整理してまとめる。

第一に村落司法の具体的内容に関する質問があった。報告者の回答によれば国家法廷以前の調停者として具体的には氏族集団、村落あるいは地方政府などが想定し得るが、それら様々な主体の存在をまとめて村落司法対国家法廷として捉えることに対して疑問が提起された。

第二に歴史的視点から、多元的な法規範が並存する状況は前近代のマレー世界においても常態であったことが指摘され、近代にオランダ起源の国家法が導入されたこと自体が村落司法に与えた影響を考慮すべきではないか、という批判

がなされた。

第三に、もっとも多く提起された疑問は、紛争当事者側の視点から問題を捉えようとしたものであった。紛争当事者は個々に、自分の主張をどこにアピールするかについて戦略的に選択を行っているのであって、そこにおいては村落(アダット)対国家法廷という対立項は必ずしも重要なものではないのではないか、しばしば判決が下されても実行されないという状況を紛争当事者たちはどのように捉えているのか、またそうした事例があるにもかかわらず訴訟が提起され続けているという状況をどのように説明するのか、などである。

全体に、議論された問題の多くは、法人類学あるいは紛争処理過程研究という方法論そのものに対する批判にも繋がるものであった。報告者は今後現地調査を計画しているということであるが、現地調査においては、特定の方法論の枠組みにとらわれない柔軟な視点を維持することも重要であるように思われる。